

# 伊 勢 市 公 報

第 189 号  
平成 25 年 9 月 20 日  
金 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例	2
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	4
<b>上下水道告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	5
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	6
○ 犬の抑留について	7
○ 公示送達	8
○ 伊勢市地域農業の振興に関する計画の案の縦覧について	9
○ 犬の抑留について	11
○ 公示送達	12
<b>上下水道公告</b>	
○ 公示送達	13

伊勢市議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例をここに公布する。

平成 25 年 9 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第 23 号

### 伊勢市議会の議員の議員報酬の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）における伊勢市議会の議員の議員報酬の支給額を減額するため、伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 35 号。以下「議員報酬条例」という。）の特例を定めるものとする。

(議員報酬条例の特例)

第 2 条 特例期間においては、伊勢市議会の議員に対する議員報酬の月額  
の支給に当たっては、議員報酬条例第 1 条に定める議員報酬の月額から、  
当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第 3 条 この条例の規定により議員報酬の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市選挙管理委員会告示第 56 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 25 年 9 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,157 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,971 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

35,941 人

（参考）永久選挙人名簿登録者総数 107,823 人

## 伊勢市上下水道事業告示第 24 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 25 年 9 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 25 年 9 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成 25 年 10 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
岡本 1 丁目、岡本 3 丁目及び藤里町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市公告第 56 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 25 年 9 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 57 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 25 年 9 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	船江 3 丁目	マルチーズ	白	雌	小	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 25 年 9 月 5 日

3 抑留期限 平成 25 年 9 月 12 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 58 号

公 示 送 達

下記の者の平成 25 年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 25 年 9 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
藤本 ミツ子	伊勢市大世古 3 丁目 1 番 2 号	675835
猪野 楠衛	伊勢市岡本 1 丁目 18 番 43 号	714386
小津 幸三郎	伊勢市吹上 2 丁目 9 番 34 号 (株丸二内)	753772
濱口 綾子	伊勢市御園町高向 951 番地 1 宮川荘い号	799742
久埜 修	伊勢市馬瀬町 614 番地 15	2362192
鹿海 稔久	伊勢市小木町 416 番地 1	2538650
川面 利三	伊勢市小俣町宮前 633 番地 1 メゾン宮前 A-205	2983047



伊勢市公告第 59 号

伊勢市地域農業の振興に関する計画を策定するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 4 第 1 項第 27 号のロの規定により公告し、当該計画案をその公告の日から 30 日間縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該計画案に対し意見があるときは、縦覧期間満了日までに市に意見書を提出することができます。

平成 25 年 9 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市地域農業の振興に関する計画案の縦覧期間  
自 平成 25 年 9 月 10 日  
至 平成 25 年 10 月 9 日
  
- 2 伊勢市地域農業の振興に関する計画案の縦覧場所及び意見書の提出先  
伊勢市産業観光部 農林水産課 御菌総合支所 1 階  
郵送 〒516-8501  
伊勢市御菌町長屋 1221 番地 伊勢市役所 農林水産課  
T E L 0596-22-0370  
F A X 0596-21-5605  
電子メール nourin@city.ise.mie.jp

### 3 意見書の提出方法、提出にあたっての留意事項

意見書は、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記してください。

伊勢市公告第 60 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 25 年 9 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	辻久留 1 丁目	雑種	茶	雌	中	91 日 以上	
2	宮川 2 丁目	雑種	茶	雄	中	91 日 以上	
3	中島 2 丁目	雑種	黒茶	雌	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 25 年 9 月 10 日

3 抑留期限 平成 25 年 9 月 18 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 61 号

公 示 送 達

下記の者の平成 25 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 25 年 9 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	住所	記号番号
北村 明久	伊勢市西豊浜町 5432 番地 4	31994
尾形 明	伊勢市吹上 2 丁目 9 番 33 号	693231

公 示 送 達

下記の者の下水道事業受益者負担金賦課対象土地通知書、下水道事業受益者負担金決定通知書及び下水道事業受益者負担金納入通知書は、住所、居所が判明せず送達できないため、地方自治法第231条の3第4項においてその例によることとされる地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

平成25年9月3日

伊勢市長 鈴木 健一

記

1 公示送達を受けるべき者の住所及び氏名

賦課年度	負担区	通知書番号	受益者名	受益者住所
H25	いせ第3負担区	1026148000	桐田 喜三郎 外1名	伊勢市浦口2丁目1番6号
H25	いせ第3負担区	1029245100	高木 たね	伊勢市宮町1丁目15番3号

- 2 公示した送達書類は、伊勢市上下水道部料金課下水道負担金係に保管してありますから、来庁の上、受領してください。